

◆ 社会福祉行政の実施機関の設置

	都道府 県	指定都 市	中核市	それ以 外の市	特別区	町村
福祉事務所	◎	◎	◎	◎	◎	▲
地方福祉審議会	◎	◎	◎	×	×	×
児童相談所	◎	◎	※	※	※	×
児童福祉審議会	◎*	◎*	◎*	▲	▲	▲
身体障害者更生 相談所・知的障害 者更生相談所	◎	▲	▲	×	×	×
精神保健福祉 センター	◎	◎	×	×	×	×
婦人相談所	◎	▲	×	×	×	×
配偶者暴力相談 支援センター	◎	○	○	○	○	○
保健所	◎	◎	◎	※	◎	×

◎ : 義務

○ : 努力義務

▲ : 任意

× : 設置の規定なし

※ : 政令で指定されれば設置される。

* 地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県等にあっては、この限りでない。